

令和6年度 事業計画書（案）

社会福祉法人 おおぐち福社会

生活介護事業所

1 基本方針

自立した日常生活、社会生活を送ることができるよう、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った支援に努めます。

相談支援事業所が作成するサービス等利用計画に基づいて、個別支援計画を作成し計画に沿ったサービスの提供に努めます。

2 事業計画

(1) 利用者支援

一人ひとりの特性、能力、体力、健康状態などに合わせた社会参加やレクリエーション等の日中活動を個別支援計画に基づき計画的に支援をしていきます。

日常生活に必要な生活習慣の習得やコミュニケーション能力の向上につながるような支援をしていきます。

(2) 生産活動

利用者一人ひとりに合った作業内容の見直しを行い、生産活動の楽しさ、達成感が得られるように支援をしていきます。

(3) 創作活動・余暇活動

創作活動では一人ひとりの個性を生かし、自信や達成感につながるような活動を取り入れ、その作品を発表展示する機会を提供し社会参加をはかれるように支援をしていきます。

運動、レクリエーション、文化活動等の余暇活動を楽しみ、自分らしい生活が送れるような支援をしていきます。

(4) 専門職による健康相談と健康管理

看護師による検温・血圧測定・健康観察、毎月の身体測定を行います。
嘱託医と連携し、利用者の障がいや健康に配慮した支援をしていきます。

(5) 職員のスキルアップのための研修の機会の確保

専門技術の習得やスキルアップのための研修に参加していきます。

日中一時支援事業

1 基本方針

家族の様々な理由により、在宅における対応が一時的に困難になった場合、利用者に日中活動の場を提供し、家族の介護負担の軽減を図ります。

2 事業計画

快適に過ごしていただく環境を整備すると共に、創作活動やレクリエーションなど、利用者や家族が望むサービスを提供できるように努めます。

共同生活援助

1 基本方針

利用者の居住の場の提供と、豊かで生きがいのある共同生活を支援し、自立した日常生活・社会生活が送れるよう地域の一員として生活ができる支援に努めます。

相談支援事業所が作成するサービス等利用計画に基づいて個別支援計画を作成し、計画に沿ったサービスの提供に努めます。

2 事業計画

(1) 利用者支援

利用者の意思及び人格を尊重して、その人権に配慮し生き生きとした日常生活が送れるよう努めます。

一人ひとりの特性や健康状態などに合わせた活動を提供し、利用者の生きがいづくりに努めます。

社会生活に必要な生活のスキルの確立や、コミュニケーション能力の向上、利用者の自信や達成感につながるような活動を取り入れるよう努めます。

(2) 家族との連携

家族の方と情報の共有を行い、連携することでより良い支援ができるように努めます。

(3) 余暇活動

休日の日中支援の中で、外出行事や施設の中で行えることを増やしていきます。

(4) 地域活動

可能な範囲で地域の行事等に参加し、地域との関係性を高め、事業所の活動と障がいについて理解を得られるように努めます。

(5) 避難訓練

避難訓練計画書を作成し、定期的な避難訓練を実施と、避難経路の確認をします。緊急連絡先の把握と、連絡体制を整えます。

短期入所支援

1 基本方針

介護を行う家族の冠婚葬祭や疾病その他の理由により、短期間の利用を必要とする方が、地域において自立した日常生活が行えるよう、利用者の能力や特性、環境などに即した適切な介護や支援に努めます。

相談支援事業所が作成するサービス等利用計画に基づいて個別支援計画を作成し計画に沿ったサービスの提供に努めます。

2 事業計画

(1) 利用者支援

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたったサービスを提供するよう努めます。

できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家族との結びつきを重視した支援を行います。

(2) 家族との連携

家族の方と情報の共有を行い、連携することでより良い支援ができるように努めます。

(3) 余暇活動

休日に利用される場合には、施設内で出来るレクリエーションなどを行います。

(4) 避難訓練

避難訓練計画書を作成し、定期的な避難訓練を実施と、避難経路の確認をします。緊急連絡先の把握と、連絡体制を整えます。

地域活動支援センター

1 基本方針

利用者が地域において豊かな生活が送れるよう、介護サービスや創作活動の機会を提供すると共に、行事を通して地域との交流をはかります。

2 事業計画

(1) 利用者支援

利用者の意思や人権を尊重し、利用者の立場に立ってサービスを提供します。又、利用者の個性やADLを考慮した活動内容を提案します。

(2) 介護サービスの提供

ADLに合わせた介護サービスを提供し、利用者の自立支援と家族の介護負担軽減をはかります。

(3) 創作活動の機会の提供

利用者の個性や趣味、ADLを考慮した活動内容を提案します。創作活動を通して得られる達成感を本人の自信へと繋げ、社会参加を求める気持ちや人間関係を構築する力を養います。

地域主催行事や関係団体主催の作品展への出展を積極的に支援します。

(4) 施設整備等

令和7年度の送迎車両購入に向けて、民間団体による助成金の申請を行います。

※ADLとは、食事、排泄、入浴、衣類の着脱、移動など日常生活を送る上で必要とされる身の回りの動作のこと。

ヘルパーステーション

1 基本方針

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、潜在能力を活かせるよう支援します。

関係市町、地域の医療・福祉サービスと密な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めます。

住みなれた地域で、より安心した生活が送れるよう、利用者とその家族の各々のニーズを大切にし、必要な支援をします。

居宅介護支援事業所が作成する居宅サービス計画書及び、相談支援事業所が作成するサービス等利用計画に基づいて、個別支援計画書を作成し、計画に沿ったサービスの提供に努めます。

2 事業計画

(1) 訪問介護

利用者の有する能力に応じた自立した日常生活が送れるよう、入浴、排泄、食事の介助及びその他生活全般にわたる援助を行います。

(2) 居宅介護、行動援護、同行援護

多様な居宅介護サービスを利用し、障がいのある方が可能な限り、社会参加できるよう努めます。

(3) 移動支援

利用者の障がい特性に配慮した柔軟な対応を行い、利用者が安全に楽しく社会参加できるよう努めます。

★訪問介護・居宅介護では喀痰吸引及び、経管栄養等の医療的ケアが引き続き行える体制作りに努めます。

※訪問介護・・・介護保険法で認定された要介護、介護予防の方の自宅で身体介護、家事援助を行うサービス

※居宅介護・・・障害者の自宅で、身体介護、家事援助を行うサービス

※行動援護・・・行動に著しい困難を有する障害者が行動する際に生じる危険を回避する為のサービス

※同行援護・・・視覚障害者と外出をするサービス

※移動支援・・・移動が困難な人に対して安全に目的地まで移動できるよう支援するサービス

大口町地域包括支援センター

1 基本方針

- (1) 大口町地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を継続することができるように、心身の健康保持及び生活の安定のための必要な援助を実施する。
- (2) 地域包括支援センターの事業は、令和6年度大口町地域包括支援センター業務推進の運営方針に基づき、事業計画書に従い実施する。

2 重点目標

- (1) 認知症高齢者への支援
 - ア 「チームオレンジ」の設置を目指し地域住民に向けた、認知症サポーター養成講座とステップアップ講座を実施する。
 - イ 認知症サポーターに向けて「チームオレンジ」で活動するために必要な知識や対応スキル等の習得を目指す機会をつくる。
- (2) 地域包括ケアを意識したケアマネジメント
 - ア 地域包括ケアを推進するため、地域ケア会議において多職種による意見交換を深め、個別課題を把握し、地域課題として整理する。
 - イ 介護支援専門員が抱える課題について、地域ケア会議を開催しケースに対して多職種の関係者を集め、包括的、継続的なケアマネジメントが実践できるように介護支援専門員のサポートを行う。
- (3) 高齢者健康づくりの推進
 - ア 地域活動における出前講座等を通して住民に向けて生活機能低下防止を周知し、個々に合わせた保健指導やフレイル予防するための支援を行う。
 - イ リハビリ職との連携による効果的な介護予防を推進する。
- (4) 権利擁護に関する連携・支援
 - ア 大口町と綿密に連携を図り、高齢者虐待に対して速やかな判断し対応するとともに、常日頃から早期発見、発生予防に取り組む。

イ 江南警察署等他機関と連携し、消費者被害を未然に予防できる周知活動として地域住民に向けたチラシの配布や出前講座を実施する。

(5) 介護離職の防止に向けた支援の充実

家族介護者が仕事と介護の両立ができるよう、町内の企業等と協力し相談体制を充実させ、出前講座を通して介護離職の防止に努める。

*チームオレンジ…近隣の認知症サポーターがチームを組み、認知症の人や家族に対する生活面を早期から支援等を行う取り組みです。

*地域包括ケア…医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活が続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保されるという考え方です。

*フレイル…健康な状態と要介護状態（日常生活のサポートが必要な状態）の中間の状態です。

障がい者基幹相談支援センター

【町受託事業】

1 相談事業（継続事業）

（1）障がい者及びその家族の総合的・専門的な相談支援

・相談支援

日常の困りごとなど総合的・専門的な相談に応じ、関係機関の紹介を含めた情報提供等を行う。

・虐待の防止や早期発見

虐待等を疑われる場合は状況把握に努めるとともに、すみやかに町に報告し、町の指示に基づき、各関係機関と連携しながら問題解決を図る。

・障がい者の権利擁護

障がい者の権利を守るための相談に応じ、情報提供を行うとともに、尾張北部権利擁護支援センター等関係機関へつなぐ。

・解決が難しい問題を抱える方への支援

必要に応じて個別支援会議を開催し、情報共有と解決のための検討など行い、関係機関と連携しながら支援を行う。（随時開催）

（2）大口町が行う地域生活支援拠点事業において、関係機関との連携を図る。

（3）町内の相談支援の拠点として総合的・専門的な相談業務を実施する。

相談支援事業者への専門的指導や助言、人材育成、関係機関との連携強化の取り組みを行う体制づくりを目指す。

（4）地域移行・地域定着の促進の取組を行う。

障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発
地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート

（5）大口町障がい福祉調整会議に、事務局として参画する。

2 広報・啓発事業（継続事業）

（1）障がい福祉セミナーの開催

・当事者やその家族が障がいについての理解を深める機会として障がい福祉セミナーを開催する。

（2）地域自治組織の活動の中での周知

・住民が障がいについて理解する機会として講演会実施のための働きかけをする。

(3) 障がい者の理解と基幹相談支援センターについての周知・啓発活動の実施

- ・ 出前講座の開催
- ・ 企業に対して障がい理解の促進と福祉サービスの情報提供
- ・ 民生委員・児童委員を対象に研修の実施
- ・ 広報おおぐちを通じた啓発
- ・ ふれあいまつりでブースを出店し周知・啓発
- ・ 親子通園での親子教室の開催

(4) オンラインの活用

ホームページを活用し周知する。

3 その他

(1) 当事者間の交流の場の提供（継続）

気兼ねなく参加者の思いを吐露できる場となることを目的とする「ハートフルスペースほっとひといき」を定期的を開催する。

参加が増えるような周知方法を検討する。

(2) 大口町障がい福祉サービス事業所連絡会の開催（継続）

情報の交換を通じて事業所間での交流や連携を深め、よりよい連携関係を醸成することを目的に開催する。

町内共通の地域課題を抽出し、整理と分析の機能を強化することを目指す。

相談支援部会を開催し意識の統一を図る。

(3) 障がい者実態把握（継続）

公的サービス等を利用していない障がい者本人や家族等が必要に感じた時に地域包括支援センターを利用できるという周知を行うとともに、有事の際には必要な支援につなげられる体制を整えることを目的に、町内の障がい者の生活状況等の聞き取り調査を引き続き実施する。

(4) ライフステージに沿った継続的な支援（継続）

大口町障がい者ほほえみ計画に基づき、就学、卒業、就職、65歳など、ライフステージに沿った継続的な支援を行うための仕組みを構築する。

【町受託外事業】

(1) 計画相談（指定特定相談支援・指定障害児相談支援）

契約を締結した方が継続的に支援を利用できるようサービス等利用計画及び障害児支援利用計画を作成する。